

交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業
基本設計等業務委託

仕様書

令和2年4月

交野市教育委員会

目 次

第1章 共通仕様書	1
第1 総則	1
1 適用	1
2 用語の定義	1
第2 設計等業務の範囲	2
第3 業務の実施	2
1 業務の着手	2
2 設計方針の策定等	2
3 適用基準等	3
4 提出書類	3
5 業務計画書	3
6 守秘義務	3
7 再委託	3
8 特許権等の使用	4
9 調査職員	4
10 管理技術者	4
11 貸与品等	4
12 関連する法令、条例等の遵守	4
13 関係官公庁への手続き等	4
14 打合せ及び記録	5
15 条件変更等	5
16 一時中止	5
17 履行期間の変更	5
18 修補	5
19 設計等業務の成果物等	5
20 検査	6
21 引渡し前における成果物の使用	6
第2章 特記仕様書	7
第1 業務概要	7
1 業務名称	7
2 業務目的	7
3 設計等業務の内容及び範囲	7
4 履行期間	9
5 業務の実施	9
第2 業務仕様	10
1 提出書類	10
2 業務計画書	10

3	調査職員の権限内容.....	11
4	管理技術者及び主任技術者の資格要件及び配置.....	11
5	貸与品等.....	12
6	打合せ及び記録.....	12
7	成果物等の情報の適正な管理.....	12
8	その他、業務の履行に係る条件等.....	13
第3	整備計画地における基本設計業務計画概要.....	14
1	施設計画概要.....	14
2	設計と条件.....	14
第4	追加業務特記仕様書.....	18
別紙1	地形測量業務特記仕様書.....	18
1	特記事項.....	18
2	調査概要.....	18
別紙2	地質・土質調査業務特記仕様書.....	20
1	特記事項.....	20
2	調査概要.....	20
別紙3	埋蔵文化財調査業務特記仕様書.....	22
1	特記事項.....	22
2	調査概要.....	23
別紙4	土壌汚染対策法に基づく表層調査業務特記仕様書.....	26
1	特記事項.....	26
2	調査概要.....	26
別紙5	土木造成基本設計業務特記仕様書.....	28
1	特記事項.....	28
2	設計概要.....	28
別紙6	長宝寺小学校既存校舎の改修実施設計業務・工事費の積算業務特記仕様書.....	29
1	特記事項.....	29
2	設計概要.....	29
3	改修業務要領.....	30
4	設計図書等.....	32
別紙7	仮設校舎の基本設計業務・開発許可不要等証明の取得に係る業務特記仕様書.....	33
1	特記事項.....	33
2	設計概要.....	33
3	設計業務.....	35

第1章 共通仕様書

第1 総則

1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備、及び土木の設計業務並びに積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
- (2) 設計仕様書は、相互に補完するものとする。ただし、設計仕様書の間には相違がある場合、設計仕様書の優先順位は、次の①から④の順序のとおりとする。
 - ①質問回答書
 - ②別冊の図面等
 - ③特記仕様書
 - ④共通仕様書
- (3) 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

2 用語の定義

共通仕様書、特記仕様書及び追加業務仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
- (2) 「検査職員」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
- (3) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。
- (5) 「設計仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面等、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- (6) 「質問回答書」とは、別冊の図面等、特記仕様書、共通仕様書及びに関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
- (7) 「別冊の図面等」とは、「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画」（以下「基本計画」という）等をいう。
- (8) 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (9) 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
- (10) 「特記」とは、(2)の①から③に指定された事項をいう。
- (11) 「指示」とは、調査職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (12) 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- (13) 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (14) 「報告」とは、受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
- (15) 「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂

行上必要な事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。

- (16) 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (17) 「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (18) 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (19) 「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
- (20) 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- (21) 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (22) 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。
- (23) 「支援業者」とは、発注者が委託した「交野市第一中学校区における魅力ある学校づくり支援業務」を受託している者をいう。
- (24) 「ワークショップ等」とは、「交野市第一中学校区における魅力ある学校づくり」事業において、発注者が実施する、学校や保護者、地域との対話や意見聴取を経て、その意見を取り入れるために実施するワークショップやアンケート等をいう。

第2 設計等業務の範囲

設計等業務は、整備計画地における基本設計業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

- (1) 整備計画地における基本設計業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
- (2) 追加業務のうち、長宝寺小学校既存校舎の改修実施設計業務、工事費の積算業務及び仮設校舎の基本設計業務にかかる内容は告示別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。また、その他の追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

2 設計方針の策定等

- (1) 受注者は、業務を実施するに当たり、設計仕様書及び調査職員の指示を基に設計方針の策定（告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、調査職員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

- (3) 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

3 適用基準等

- (1) 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。
- (2) 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

4 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに発注者が指定した様式により関係書類を作成し、調査職員に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、調査職員の指示によるものとする。
- (3) 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ調査職員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査職員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を調査職員に提出しなければならない。

5 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書の内容は、特記による。
- (3) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

6 守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7 再委託

- (1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われると

きは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。

- (6) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

8 特許権等の使用

受注者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

9 調査職員

- (1) 発注者は、契約書の規定に基づき、調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- (2) 調査職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 調査職員の権限は、契約書に規定する事項とする。
- (4) 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。

10 管理技術者

- (1) 発注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
- (2) 管理技術者の資格要件は、特記による。
- (3) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (4) 管理技術者の権限は、契約書に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
- (5) 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

11 貸与品等

- (1) 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。
- (2) 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却しなければならない。
- (3) 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

13 関係官公庁への手続き等

- (1) 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際

に協力しなければならない。

- (2) 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。
- (3) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

1.4 打合せ及び記録

- (1) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

1.5 条件変更等

受注者は、設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

1.6 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合

1.7 履行期間の変更

- (1) 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

1.8 修補

- (1) 受注者は、調査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- (2) 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

1.9 設計等業務の成果物等

- (1) 成果物等とは業務の成果物及び提出物等とし、次のものをいう
 - ①業務の成果物（未完成の成果物を含む）
 - ②その他業務の実施のため、作成され、または交付、貸与等されたもの等とし、紙媒

- 体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
- (2) 契約図書に規定する成果物等には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。
 - (3) 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行うものとする。
 - (4) 受注者は、設計仕様書に規定がある場合又は調査職員が指示した場合は、履行期間途中においても、成果物等の部分引渡しを行わなくてはならない。

2 0 検査

- (1) 受注者は、設計業務が完了したとき、部分払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、事前に調査職員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、契約書の規定に基づく部分払の請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る既履行部分の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の各号の要件を満たすものとする。
 - ①調査職員の指示を受けた事項がすべて完了していること
 - ②契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること
- (4) 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会のうえ、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ①設計業務成果物の検査
 - ②設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）

2 1 引渡し前における成果物の使用

受注者は、契約書の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

第2章 特記仕様書

第1 業務概要

1 業務名称

交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務

2 業務目的

市教育委員会では、交野小学校敷地、旧第一・第二給食センター敷地及び準用河川私部北川の堤塘敷の一部（以下「整備計画地」という）を開発区域として整備し、第一中学校区における施設一体型小中一貫校（以下「本施設」という。）を建設するにあたり、学校施設整備のコンセプト等をまとめた基本計画を策定したところである。「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本設計等業務（以下「本業務」という。）」は、第一中学校区の課題の解消と、小中一貫教育など新しい教育へ対応した良好な教育環境を確保するため、建設する施設一体型小中一貫校と、工事期間中に第一中学校区の児童が通学することとなる長宝寺小学校敷地（以下「小学校統合計画地」という）に建設する仮設校舎と既存校舎の部分改修等の整備を目的とした調査及び設計を行うものである。

3 設計等業務の内容及び範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。ただし、本業務の実施にあたり、本書で示す内容を満たす上で、その他必要な業務がある場合は、適切に実施すること。

(1) 整備計画地における基本設計業務の内容及び範囲

a: 設計条件等の整理	
	・ 条件整理
	・ 設計条件の変更等の場合の協議
b: 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	
	・ 法令上の諸条件の調査
	・ 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
c: 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	
d: 基本設計方針の策定	
	・ 総合検討（構造仮定断面の検討、省エネ基準の検討を含む）
	・ 基本設計方針の策定及び建築主への説明
e: 基本設計図書の作成	
建築(総合)	
	・ 設計説明書(設計主旨及び計画概要含む)
	・ 敷地案内図
	・ 仕様概要書
	・ 仕上概要表
	・ 面積表及び求積図（起債、国庫補助金等に係る対象面積の求積を含む）
	・ 配置図 1/500
	・ 平面図（各階） 1/200
	・ 立面図(各面) 1/200
	・ 断面図(2面以上) 1/200
建築(構造)	

	・構造計画説明書(設計主旨及び計画概要含む)
電気設備	
	・電気設備計画説明書(設計主旨及び計画概要を含む)
給排水衛生設備	
	・給排水衛生設備計画説明書(設計主旨及び計画概要を含む)
空調換気設備	
	・空調換気設備計画説明書(設計主旨及び計画概要を含む)
昇降機設備	
	・昇降機計画説明書(設計主旨及び計画概要を含む)
f: 概算工事費の検討(起債、国庫補助金等に係る概算工事費の検討を含む)	
g: 基本設計内容の建築主への説明等	

(2) 追加業務の内容及び範囲

a:整備計画地及び小学校統合計画地の地形測量	
	別紙1: 地形測量業務特記仕様書 参照
b:整備計画地及び小学校統合計画地の地質・土質調査	
	別紙2: 地質・土質調査業務特記仕様書 参照
c:整備計画地の埋蔵文化財調査	
	別紙3: 埋蔵文化財調査業務特記仕様書 参照
d:整備計画地の土壌汚染対策法に基づく土壌調査	
	別紙4: 土壌汚染対策法に基づく表層調査業務特記仕様書 参照
e:整備計画地における土木造成基本設計	
	別紙5: 土木造成基本設計業務特記仕様書 参照
f:小学校統合計画地における長宝寺小学校既存校舎の改修実施設計・工事費の積算	
	別紙6: 長宝寺小学校既存校舎の改修実施設計・工事費積算業務特記仕様書 参照
g:小学校統合計画地における仮設校舎の基本設計業務・開発許可不要等証明の取得	
	別紙7: 仮設校舎の基本設計業務・開発許可不要等証明の取得に係る業務特記仕様書 参照
h:ライフサイクルコストの低減計画書	
	トータルコスト(イニシャルコスト、ランニングコスト等)の低減について検討を行うほか、環境配慮型省エネルギーの導入に関する計画書の作成
i:起債、国庫補助金等に係る図書の作成等の支援業務	
	国庫補助金等にかかる面積表・求積図の作成及び概算工事費と国庫補助金試算に必要な資料の作成
j:整備計画地における施設一体型小中一貫校の基本設計に基づく日影図・透視図の作成	
	日影図×6、外観×6、内観×6 各A3サイズ(着彩)
k:整備計画地における施設一体型小中一貫校の基本設計に基づく模型の作成	
	1/300(概ねA2サイズ)×3
l:事業手法及び予定価格の検討支援	
	発注者及び支援業者との協議調整、資料作成
m:ワークショップへの出席及び資料作成等支援(概ね10回程度を想定)	
	資料(パワーポイントデータ含む)作成、必要部数印刷、内容説明
n:住民説明用資料の作成等支援	
	資料(パワーポイントデータ含む)作成、必要部数印刷

4 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日までとし、対象となる調査及び設計の履行期間は以下の通りとし、当該業務にかかる成果物を提出するものとする。

- (1) 追加業務 a、b、c、f、g は令和2年9月30日までとする。
- (2) 整備計画地における基本設計業務、及び、追加業務 e、i は令和3年1月31日までとする。
- (3) 追加業務 h、j、k は令和3年3月10日までとする。

	令和2年度(2020年度)									
	令和2年(2020年)						令和3年(2021年)			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校統合計画地 (長宝寺小学校)	△仮設校舎 基本設計 * 関係所管との事前協議・調整(6~9月) △地形測量(7~8月) △地質・土質調査(7~8月) △開発許可不要等証明取得(9月)									
	△既存校舎 改修実施設計 * 学校との協議調整(6~9月)									
整備計画地 (交野小学校) (旧第一・第二給食センター) (準用河川私部北川堤壩敷の一部)	△基本設計(建築・土木造成) * 関係所管との事前協議・調整(令和2年6月~令和3年1月) △地形測量(7~8月) △地質・土質調査(7~8月) △埋蔵文化財調査(7~8月)									
	△土壌汚染対策法調査 * 関係所管との協議調整(7~3月)									
	△地歴調査(7~8月)		△調査範囲の協議・決定(9~10月)		△表層調査(令和2年12月~1月)		△表層調査の結果(深層調査要否)(2~3月)			
▲ 電波障害調査範囲の確定(中高層建築物届出) ▲ アスベスト調査範囲の確定										

5 業務の実施

(1) 一般事項

- ①本業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行うこととし、学校や保護者、地域の意見を反映させることを目的として、発注者が行うワークショップ等による意見集約の内容を踏まえるとともに、交野市開発指導要綱に基づく開発事前協議書を提出し、関係機関、関係各課と協議及び調整を踏まえる。
- ③積算業務は、調査職員の承諾を受けた基本設計図書及び適応基準等に基づき行う。調査職員の指示により、「仕様書対応確認書」を用いて、作成した成果物が仕様書の内容に対応していることを確認のうえ、成果物を担当職員に提出する。

(2) 適用基準等

関連法令等

本業務は、本書によるほか、関連する最新の法令、条例、要綱、基準 等(以上を総称して「関連法令等」という。)を遵守するとともに、下記の関係法令等も遵守すること。

- ・ 交野市火災予防条例(昭和 61 年交野市条例第 22 号)
- ・ 交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例(平成 25 年交野市条例第 17 号)
- ・ 交野市景観まちづくり条例(平成 25 年交野市条例第 59 号)
- ・ 交野市水道事業給水条例(昭和 43 年交野市条例第 3 号)
- ・ 交野市下水道条例(昭和 53 年交野市条例第 16 号)
- ・ 交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成 13 年交野市条例第 15 号)
- ・ 交野市における大阪府屋外広告物条例の施行に関する規則(平成 24 年交野市規則第 32 号)
- ・ 交野市情報公開条例(平成 10 年交野市条例第 21 号)
- ・ 交野市個人情報保護条例(昭和 63 年交野市条例第 10 号)

- ・交野市暴力団排除条例（平成 24 年交野市条例第 31 号）
- ・交野市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 60 年交野市条例第 17 号）
- ・小学校設置基準（文部科学省）
- ・中学校設置基準（文部科学省）
- ・小学校施設整備指針（文部科学省）
- ・中学校施設整備指針（文部科学省）
- ・学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）
- ・学校給食実施基準（文部科学省）
- ・学校施設における天井等落下防止対策のための手引（文部科学省）
- ・学校施設における事故防止の留意点について（文部科学省）
- ・建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）
- ・交野市開発指導要綱（交野市都市計画部開発調整課）（最新版）
- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）
- ・公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）
- ・公共建築工事積算基準（建築工事編）（最新版）
- ・公共建築工事積算基準（電気設備工事編）（最新版）
- ・公共建築工事積算基準（機械設備工事編）（最新版）
- ・大阪府公共建築工事積算基準（大阪府住宅まちづくり部公共建築室）（最新版）
- ・大阪府公共建築工事共通費積算基準（大阪府住宅まちづくり部公共建築室）（最新版）
- ・測量、調査作業及び業務委託等必携（大阪府都市整備部）（最新版）

第 2 業務仕様

1 提出書類

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）及び測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）の「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

2 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成 22 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種または類似業務の実績、平成 22 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した国・特殊法人・地方公共団体等の発注の業務実績及び手持業務の状況
- (2) 各主任技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成 22 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種または類似業務の実績、平成 22 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した国・特殊法人・地方公共団体等発注の業務実績及び手持業務の状況
- (3) 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成 22 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種または類似業務の実績（担当技術者を配置する場合）

- (4) 協力事務所（協力者のうち、分担業務分野の主任技術者が所属する事務所をいう。以下同じ）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力事務所がある場合）
- (5) 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成22年4月1日以降に契約履行が完了した当該分野における業務の実績、手持業務の状況（総合、構造、電気、機械及び土木以外に分担業務分野がある場合）

注)「平成22年4月1日以降に契約履行が完了した同種または類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。

- ①平成22年4月1日以降に契約履行が完了した施設の設計業務実績
 - ②本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者またはこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
 - ③次を満たす施設の設計業務実績
 - ア.同種業務の実績における対象施設は学校施設とする。
 - イ.類似業務の実績における対象施設は公共施設とする。
- (6) 共通仕様書第3「2 設計方針の策定」に定める設計方針

3 調査職員の権限内容

- (1) 総括調査員は、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う。また、業務の内容に変更、一時中止、または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項）に対する報告等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う。
- (2) 主任調査員は、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う。また、業務の内容の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務のとりまとめを行う。
- (3) 調査員は、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う。また、業務の内容の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う。
- (4) 総括調査員が置かれていない場合における主任調査員は総括調査業務を、総括調査員及び主任調査員が置かれていない場合における調査員は総括調査業務及び主任調査業務を、調査員が置かれていない場合における主任調査員は一般調査業務をそれぞれ合わせて担当する。

4 管理技術者及び主任技術者の資格要件及び配置

- (1) 業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任技術者を適切に配置した体制とし、プロポーザル実施要項に基づき配置する。

①管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ア.建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士であること。
- イ.18年以上の実務経験（建築士法施行規則第10条に定める内容をいう。）

ウ.平成22年4月1日から令和2年3月31日までに業務が完了した延床面積5,000㎡以

上の「同種施設」（校舎等学校施設（公立、私立を問わない）以下同じ。）の新築、改築、増築に係る基本設計又は実施設計業務の実務経験

エ.管理技術者は総合分野の主任技術者を兼務することができる。

②主任技術者

主任技術者の資格要件は次により、総合、構造、電気、機械、土木の分野毎に1名配置するものとする。主たる分担業務分野（総合）、（構造）の主任技術者は、受注者が会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

ア.主任技術者（総合）及び主任技術者（構造）は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士であること。

イ.主任技術者（電気）及び主任技術者（機械）は建築士法第2条2項に定める一級建築士又は建築設備士であること。

ウ.主任技術者（土木）は技術士法（昭和32年法律第124号）第32条に定める技術士（建設部門[都市計画及び地方計画]又は総合技術監理部門[建設：都市計画及び地方計画]）であること。

エ.13年以上の実務経験（建築士法施行規則第10条に定める内容をいう。）

オ.平成22年4月1日から令和2年3月31日までに業務が完了した延床面積5,000㎡以上の「同種施設」の新築、改築、増築に係る基本設計又は実施設計業務の実務経験

カ.主任技術者については、次の分野に限り兼務することができる。

総合と構造・電気と機械

- (2) プロポーザル技術提案書に記載した配置予定の技術者は原則として変更できない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得た場合はこの限りではない。

5 貸与品等

- (1) 交野小学校建築物設計図書一式（昭和48年度 地質調査柱状図含む）
- (2) 旧第一・第二給食センター建築物設計図書一式
- (3) 長宝寺小学校建築物設計図書一式（昭和49年度 地質調査柱状図含む）
- (4) 交野市第一中学校区における魅力ある学校づくり 基本方針・基本計画の策定時における関係行政所管との協議録等
- (5) 交野小学校敷地 平成30年度 確定測量・土地分合筆登記
- (6) 旧第一・第二給食センター敷地 平成30年度 確定測量・土地分合筆登記
- (7) 長宝寺小学校敷地 平成30年度 確定測量・土地分合筆登記
- (8) その他、調査職員と協議のうえ必要と認められるもの

6 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- (1) 業務着手時から業務完了時まで適宜
- (2) 調査職員または管理技術者が必要と認めた時

7 成果物等の情報の適正な管理

次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

- (1) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）してはならない。
- (2) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

- (3) 成果物等の情報の送信または運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信または運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
- (4) サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を行う。
- (5) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、調査職員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去または廃棄する。契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- (6) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたことまたは生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (7) 上記の規定は契約終了後も継続するものとし、協力者等も対象とする。

8 その他、業務の履行に係る条件等

- (1) 成果物等の提出場所：交野市教育委員会
- (2) 成果物等の扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における竣工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (3) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

 - ①写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作権名を表示しないことができる。
 - ②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - ア.写真を公表すること。
 - イ.写真を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡すること。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ①本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ②①により警察に通報または捜査上必要な協力をおこなった場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③①及び②の行為を怠ったことが確認された場合、指名停止等の措置を講じることがある。
 - ④本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合、発注者と協議を行うこと。
- (5) 業務コスト調査について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。

 - ①受注者は、業務コスト調査に係る調査表等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して 90 日以内に発注者に提出するものとする。
 - ②受注者は、提出された調査表等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第3 整備計画地における基本設計業務計画概要

1 施設計画概要

本業務の対象となる施設の概要は次の通りとする。

- (1) 施設名称: (仮称)交野市立第一中学校区施設一体型小中一貫校
- (2) 整備計画地の場所: 大阪府交野市私部1丁目地内の下記の地番等 (合計約 24,035 m²)
 - ①交野小学校敷地: 2487 - 3、2487 - 5、2487 - 6 (計 21,242.6 m²)
 - ②旧第一・第二給食センター敷地: 2486 - 3、2565 - 3 (計 2,006.92 m²)
 - ③準用河川私部北川堤塘敷の一部 (約 785 m²)
- (3) 施設用途: 教育施設 (平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添二 類型第七号 第一類)

2 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ①敷地面積: 23,249.52 m² (前述の整備計画地のうち開発行為にかかる従前の①及び②の合計面積)
- ②用途地域: 第一種中高層住居専用地域
- ③容積率/建ぺい率: 200%/60%
- ④高度地区: 第二種高度地区

(2) 施設の条件

①施設の概要

諸室区分	諸室名	想定施設規模	備考 (面積算定の根拠を記載)
学習関係諸室	普通教室	2,304 m ² 程度	64 m ² 程度×36室 (各学年4クラス)
	多目的室	576 m ² 程度	64 m ² 程度×9室 (各学年1室)
	少人数室	320 m ² 程度	64 m ² 程度×5室
	特別支援室	384 m ² 程度	64 m ² 程度×6室
	特別教室	1,300 m ² 程度	(理科室、図工室・美術室、技術室、被服室、外国語室、国語室、社会室、数学室、音楽室、調理室) 準備室含む
	メディアセンター	500 m ² 程度	(PC室、図書室)
	配膳室	120 m ² 程度	30 m ² 程度×4室 (各階1室)
生活・交流空間	ホール、ロビー、ラウンジ等	適宜	
	学年スペース(多目的ラウンジ)	600 m ² 程度	各階1スペース
	多目的ホール	600 m ² 程度	(武道場、食堂・ランチルーム)
管理関係室	管理関係諸室	700 m ² 程度	校長室、職員室、保健室、事務室、会議室・応接室、職員用更衣室、職員用休憩室、便所、倉庫
	電気室	100 m ² 程度	
	PTA室	64 m ² 程度	
地域と学校の連携・協働のため	コミュニケーションスペース	200~300 m ² 程度	

のスペース	ス・地域支援室		
共通空間	ロッカー	適宜	
	便所	適宜	多目的便所は各階1か所以上とする
	廊下・階段	適宜	
	昇降口・玄関等	128 m ² 程度	
	EV室	32 m ² 程度	
その他	放課後児童会	420 m ² 程度	
	防災倉庫	32 m ² 程度	
校舎		13,446 m ² を基準とする	公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等に基づく面積：小学校8,128 m ² ・中学校5,318 m ²
屋内運動施設等	屋内運動場(ホール)	1,800～2,200 m ² 程度	バスケットボールコート2面、ステージ、2階ギャラリー(客席)、更衣室、倉庫
運動場		12,100 m ² 以上	メイングラウンド、サブグラウンド(プレイコート含む)は小学校・中学校設置基準による
駐車場・駐輪場		適宜	地域や保護者の方の利用を考慮
その他外構		適宜	地域や保護者の方の利用を考慮

- ②校舎・屋内運動場の合計面積は15,500 m²程度を想定している。
- ③メイングラウンドとサブグラウンド面積の合計は12,100 m²以上とし、限られた敷地を最大限に有効活用することで必要以上の面積確保に努めるよう検討すること。
メイングラウンドは200mトラックと直線100m走のスペースが取れ、サブグラウンドは直線50m走のスペースが取れるよう検討すること。
- ④駐車台数・駐輪台数は適宜確保を検討すること。
- ⑤本市は給食センター方式で調理しており、自校調理方式による給食調理を行っていない。

(3) 施設計画

①建築計画

ア.授業方法

(ア) 小学校1年～4年を総合教室型(学級担任制)、小学校5年～6年・中学校1年を特別教室型(学級担任制/教科担任制)、中学校2年・3年を教科教室型(教科担任制)として、前向きに検討することとする。

(イ) インクルーシブ教育システムの構築も念頭に入れ、計画のこと。

イ.配置・動線計画

(ア) 空間構成は、地域に開放することを踏まえるとともに、初めて訪れる人にとっても容易に理解できるよう、明快にすること。

(イ) 児童・生徒エリアと地域開放エリアを明確に区分すること。

(ウ) 北側の入り口は一般車の入り口とし、消防車等の20t以上の大型車両は東側からの入り口とすること。

(エ) 給食配送車の動線に留意すること。

ウ.景観計画

(ア) 子どもたちの学習の場としての機能だけでなく、地域に親しまれる施設となるよう、町並みの形成に寄与するデザインとすること。

エ.環境計画

(ア) 「エコスクール・環境を考慮した学校施設の整備推進」(文部科学省)に基づき、自然採光や自然通風等の自然エネルギーの活用や、建物の構造や材料等の工夫による環境負荷の低減を図ること。ただし、計画に当たっては、ライフサイクルコストを踏まえたコストメリットを十分に考慮すること。

(イ) 省エネ基準の検討を行うこと。

オ.仕上計画

(ア)「大阪府木材利用基本方針」に基づき、木質化の検討も行うこと。

カ.安全計画

(ア) 火災対策：内外装材については基本的に不燃性能を持つ素材とすること。

(イ) 風対策：建築基準法施行令第 87 条第 2 項での年最大風速において、交野市は 32m/秒であるが、指定避難所となる本施設の自然災害への備えとして、建築構造体のⅡ類の係数 1.25 を参考として、32m/秒に 1.25 を乗じた 40m/秒を設計力風力とすること。

(ウ) 浸水、冠水対策：ハザードマップを確認の上、十分配慮すること。

(エ) 災害または緊急時等対策：地震・風水害指定避難所として、避難が必要な者を受け入れることを踏まえた計画とし、防災倉庫を設置のこと。

(オ) 防犯対策：地域開放することも踏まえて、適切な防犯対策をすること。

(カ) 児童生徒等に対する安全対策：仕上げの選定による転倒防止や窓の高さや手すりの間隔等に配慮した転落防止、衝突防止のための対策を講じること。

キ.外構計画

(ア) 駐車場、駐輪場：歩行者と車の動線を分離し、歩行者の安全性を確保し、駐輪場は屋根付きとすること。

(イ) 門扉、フェンス：不審者が校地内に容易に進入できないよう、門扉やフェンス等を適切に設置すること。

(ウ) 植栽：植栽は市の木：桜、市の花：つつじを念頭に入れ、周辺環境との調和やメンテナンス性に配慮したものを選定すること。

ク.その他

(ア) ユニバーサルデザイン：ユニバーサルデザインの考え方に基づくとともに、LGBT 等の多様性にも配慮した計画とすること。

(イ) 長寿命化：ライフサイクルコストの最適化を考慮したうえで、長寿命かつ高効率な設備等の採用を図るとともに清掃、点検、修繕、更新や増設等に対応できる計画のこと。

(ウ) 情報化：無線 LAN の整備など、ICT 機器を日常的に活用できる環境の整備や情報端末などの機器の導入を検討すること。

②構造計画

ア.主要構造：RC造（一部S造も可とする）

イ.耐震安全性の分類：建築構造体：Ⅱ類・建築非構造部材：A類・建築設備：甲類

③電気設備計画

変電設備及び静止型電源設備等の主要機器は、屋内設置とすること。

電話、テレビ、LAN 等の各種設備は、各諸室の利用目的を考慮し、必要な数量を見込むこと。

ア.電灯設備

諸室の用途と適性を考慮して、明るさの確保だけでなく、省エネを踏まえた計画とする

イ.動力設備

動力制御盤は原則として電気室内に設置すること。

ウ.受変電設備

将来的な増設・更新を考慮した計画とすること。

エ.構内情報通信網設備

将来的な増設・更新を考慮した計画とすること。

オ.情報表示設備

職員室に自動修正機能付きの親時計を設置し、施設内の要所に子時計を設置し、グラウンドから見える位置に屋外時計を設置すること。

カ.拡声設備

非常放送設備以外に、BGM とチャイム設備を備え、放送室から学年ごとや階層ごとにも切り替えて放送できるようにすること。

キ.誘導支援設備

主要な出入りにカメラ付きインターホンを設置し、事務室から来客に対応できるようにすること。

ク.防犯設備

不審者の侵入を防ぐため、主要な出入口等に 24 時間監視可能なカメラを設置し、職員室で監視及び記録を行えるようにすること。

ケ.構内配電線路・通信線路設備

電力、電話回線等の引込経路は原則として地中化を図ること。

コ.中央監視設備

本施設の各設備運転情報やエネルギー管理を行えるシステムを構築し、事務もしくは職員室に中央監視装置を設置すること。

④機械設備計画

ア.給排水衛生設備

- (ア) 配管ピットを設ける等、設備更新に対応できる空間の確保にも配慮すること。
- (イ) 避難所としての給水用貯留槽の確保について検討すること。
- (ウ) 給水設備：雨水等の排水再利用による水資源の効率的運用、省資源化を積極的に検討のこと

イ.空調・換気・ガス設備

- (ア) 空調機は GHP を前提とするが、EHP と比較検討のうえ、導入方式を決定のこと。
- (イ) 温度管理は事務室において一元的に管理できるようにすること。ただし個別に温度管理が必要と思われる室は、個別制御の可能な方式とすること。
- (ウ) 排煙設備：基本的に機械排煙設備が不要となる、自然排煙を原則とする。
- (エ) 自動制御設備：中央監視室において各種設備機器の運転監視を可能なものとする。

ウ.昇降機設備

- (ア) ストレッチャーや給食配送用コンテナが運搬可能な大きさとする。

(4) 建設の条件

- ① 予定工事費：約 54.6 億円（税抜き、外構・付帯工事を含まず解体は除く）
- ② 予定建設工期：18 か月（開発造成・解体除く）

(5) 設計と条件の資料

その他の設計と条件については、「交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業 基本方針・基本計画（令和 2 年 3 月）」による。

(6) 成果物、提出物等

成果物等は、以下のとおりとする。

- | | | |
|---|---------------------------|------|
| ① | 業務報告書 | 1 部 |
| ② | 基本設計説明書 | 3 部 |
| ③ | 基本設計説明書 概要版 | 50 部 |
| ④ | 基本設計図（第 3・2・イ-(イ)に示す図書） | 3 部 |
| ⑤ | 打合せ記録簿 | 1 部 |
| ⑥ | 工事概略工程表 | 3 部 |
| ⑦ | 透視図（外観 6 枚、内観 6 枚） | 6 部 |
| ⑧ | その他業務で作成した資料のうち市が提出を求めるもの | 1 部 |
| ⑨ | 電子データ（CD-ROM 等） | 1 式 |

※電子データは、製本版と同じ体裁で作成した PDF 版とともに以下の形式により格納すること。

文書：Microsoft Word 又は Microsoft Excel

表・グラフ：Microsoft Excel 又は Microsoft PowerPoint

写真・画像等：Jpeg 又は TIFF 及びビットマップ形式

図面：CAD データ（JWCAD 形式・DXF 形式）

地形測量業務特記仕様書

1 特記事項

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書（案）（平成31年4月大阪府都市整備部）」（以下「測量共通仕様書」という。）を準用するものとし、以下、測量共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（共通仕様書等は下記ホームページアドレスからダウンロードできます。）

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/itakuhikkei_201904.html

（1）目的

本業務は施設一体型小中一貫校の基本設計及び仮設校舎の基本設計に資するため、整備計画地及び小学校統合計画地の敷地の地形測量等業務を行うことを目的とする。

（2）測量場所

①整備計画地：大阪府交野市私部1丁目地内の下記の地番等 合計約24,035 m²

- ・交野小学校敷地：2487-3、2487-5、2487-6（計21,242.6 m²）
- ・旧第一・第二給食センター敷地：2486-3、2565-3（計2,006.92 m²）
- ・準用河川私部北川堤塘敷の一部（約785 m²）

②小学校統合計画地：大阪府交野市郡津1丁目地内の下記の地番

- ・長宝寺小学校敷地：174-2、181-1の一部のうち仮想敷地（約2,000 m²程度）及び外構整備予定部分（約2,000 m²程度）※別紙7 2（2）基本設計業務参考図 参照

（3）作業計画

受託者は、測量作業着手前に測量作業の方法、使用する主要な機器、日程等について適切な作業計画を立案し、これを調査職員に提出し、その承認を得るものとする。

2 調査概要

（1）地形測量

- ①地形測量は、計画地の接道全線または交差点、敷地等、特に詳細図を必要とする場合、道路両側及び道路内、敷地周辺の地形・地上物件を詳細に記入すること。
- ②測量範囲は、設計図書に指示する場合を除き、原則として道路幅員より10m程度外側までとする。その際、沿線の家屋、会社・倉庫等の社名の他、当該建物の階数、木造・鉄骨造等の仕様を明記し、車両等の出入り口は明確にすること。なお、縮尺は、特に調査職員の指示する場合を除き1/500を標準とする。

(2) 現地測量

- ① 準拠する基準点：4級基準点またはこれと同等以上の精度を有する基準点とする。
- ② 数値地形図データの地図情報レベル：現地測量により作成する地形図データの地図情報レベルは 250 とする。
- ③ 数値編集：計画敷地内の地下埋設管等について、細部測量の結果に基づき、地下埋設物管理者の確認を得て、数値編集に反映させる。

(3) 路線測量

- ① 作業計画：路線測量に必要な状況を把握し、作成するものとする。測量作業着手前に測量作業の方法、使用する主要な機器、要因、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画期間に提出して、その承認を得なければならない。また、作業計画を変更しようとするときも同様とするものとする。
- ② 中心線測量：主要点及び中心点を現地に設置し、線形地形図データファイルを作成する。
- ③ 縦断測量：中心杭等の標高を定め、縦断面図データファイルを作成する。
- ④ 横断測量：中心杭等を基準にして地形の変化点等の距離及び地盤高を定め、横断面データファイルを作成する。
- ⑤ 成果等：観測手簿、計算簿、成果表、メッシュ図、その他の資料

(4) 成果物、提出物等

- ① 業務報告書（簡易製本） 1部
- ② 「土木設計業務等の電子納品要領（平成 31 年 3 月 国土交通省）」に基づいて作成した電子データを CD-R 等電子媒体で格納 2部
- ③ 地形図データファイル、その他の資料（紙印刷図面） 2部

(5) その他

その他明記されていないものについては、調査職員と協議のうえ決定する。

地質・土質調査業務特記仕様書

1 特記事項

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「地質・土質調査共通仕様書（案）（平成 31 年 4 月大阪府都市整備部）」（以下「地質・土質調査共通仕様書」という。）を準用するものとし、以下、地質・土質調査共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（共通仕様書等は下記ホームページアドレスからダウンロードできる。）

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/itakuhikkei_201904.html

(1) 目的

本業務は施設一体型小中一貫校の基本設計及び仮設校舎の基本設計に資するため、整備計画地及び小学校統合計画地の敷地の地質調査業務を行うことを目的とする。

(2) 調査場所

①整備計画地：大阪府交野市私部 1 丁目地内の下記の地番等 合計約 24,035 m²

- ・交野小学校敷地：2487 - 3、2487 - 5、2487 - 6（計 21,242.6 m²）
- ・旧第一・第二給食センター敷地：2486 - 3、2565 - 3（計 2,006.92 m²）
- ・準用河川私部北川堤塘敷の一部（約 785 m²）

②小学校統合計画地：大阪府交野市郡津 1 丁目地内の下記の地番

- ・長宝寺小学校敷地：174-2、181-1 の一部のうち仮想敷地（約 2,000 m²程度）及び外構整備予定部分（約 2,000 m²程度）※別紙 7 2（2）基本設計業務参考図 参照

(3) 調査位置

地質調査位置は計画建物の範囲を包括するように、調査職員と協議のうえ、決定すること。

(4) 作業計画

地質調査作業着手前に地質調査作業の方法、使用する主要な機器、日程等について適切な作業計画を立案し、これを調査職員に提出し、その承認を得るものとする。

2 調査概要

(1) 地盤調査

- ①ボーリング調査：標準貫入試験（整備計画地-深さ 25m 程度 8 か所、小学校統合計画地-深さ 13m 程度 3 か所）計 11 か所 86φ
- ②シンウォールサンプリング：（整備計画地-3 か所、小学校統合計画地-1 か所）計 4 か所
- ③孔内水平載荷試験（整備計画地-3 か所）計 3 か所

- ④物理試験：土粒子の密度試験、含水比試験、粒度試験（沈降、ふるい）液性限界試験、塑性限界試験、湿潤密度試験（整備計画地-3か所、小学校統合計画地-1か所）計4か所
- ⑤力学試験：一軸圧縮試験、三軸圧縮試験、圧密試験（整備計画地-3か所、小学校統合計画地-1か所）計4か所

(2) 成果物、提出物等

- ①業務報告書（簡易製本） 1部
- ②「土木設計業務等の電子納品要領（平成31年3月国土交通省）」に基づいて作成した電子データをCD-R等電子媒体で格納 2部
- ③その他の資料（紙印刷図面） 2部

(3) その他

その他明記されていないものについては、調査職員と協議のうえ決定する。

埋蔵文化財調査業務特記仕様書

1 特記事項

本業務は文化財保護法（昭和 24 年法律第 214 号）に基づく埋蔵文化財の発掘調査であるため、法の趣旨を十分に理解し、関係法令及び規則を遵守の上、慎重に施工するとともに、業務の履行に当たっては、文化庁「発掘調査のてびき（集落遺跡発掘編）」に準拠し、発注者（発掘調査職員）と十分協議のうえ進めること。

(1) 目的

本業務は発注者が交野市施設一体型小中一貫校の基本設計にともない行う、整備計画地の埋蔵文化財調査の実施にあたり、発掘調査と関連作業（以下「発掘作業」という）を支援することを目的とする。

(2) 調査場所

整備計画地：大阪府交野市私部 1 丁目地内の下記の地番等 合計約 24,035 m²

- ・ 交野小学校敷地： 2487 - 3、2487 - 5、2487 - 6（計 21,242.6 m²）
- ・ 旧第一・第二給食センター敷地：2486 - 3、2565 - 3（計 2,006.92 m²）
- ・ 準用河川私部北川堤塘敷の一部（約 785 m²）

(3) 調査位置

地質調査位置は、調査職員と協議のうえ、決定すること。

(4) 作業計画

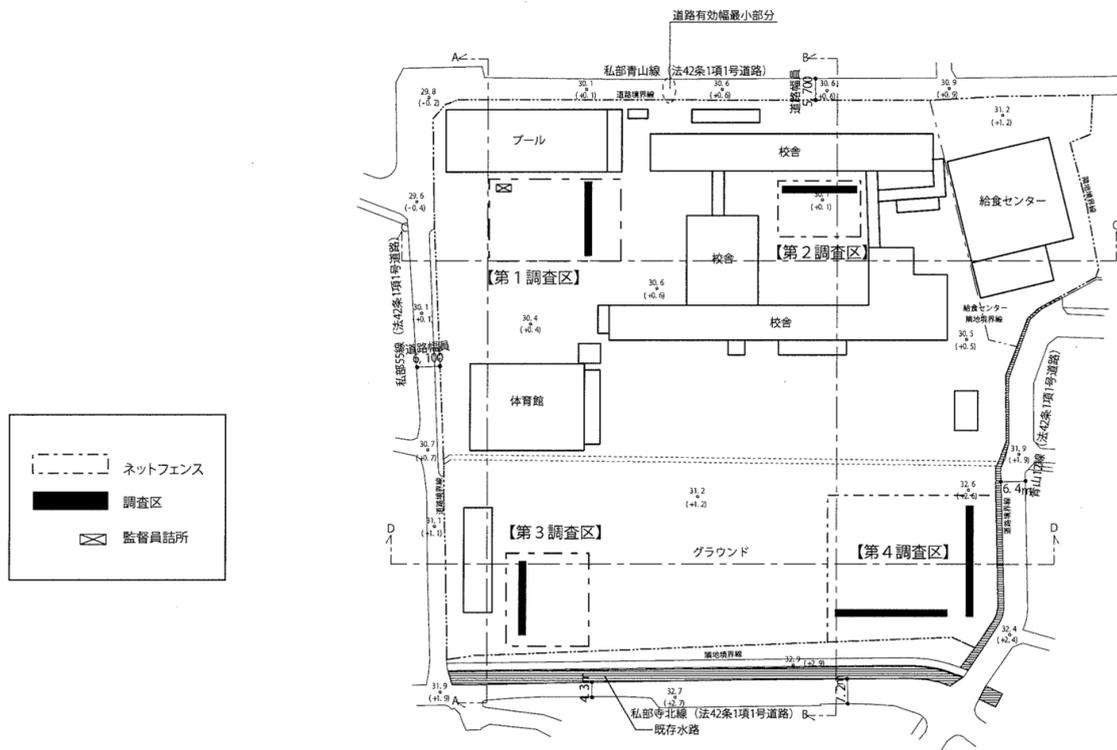
①受注者は、契約提携後あらかじめ作業実施に必要な施工計画書（下記の項目を記載したものを）を 2 部、発注者（発掘調査員）に提出し、承認を得なければならない。

1. 作業概要
2. 実施工程表
3. 現場組織表
4. 協力会社一覧
5. 主要機械
6. 施工方法
7. 施工管理
8. 緊急時の体制
9. 交通管理
10. 安全管理
11. 環境対策
12. 仮設事務所・安全策等設備計画（設計図面添付）
13. 現場代理人等経歴書及び資格写し
14. その他

②施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、変更に関連するものについて、協議書を提出し、承認を得なければならない。

2 調査概要

(1) 調査位置：以下に示す。

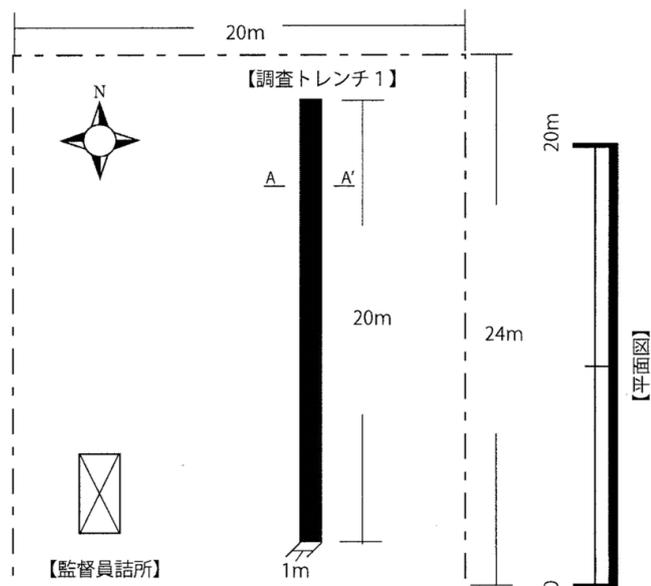
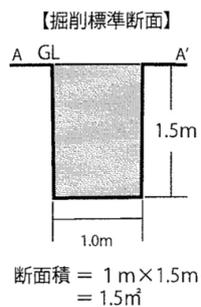


フェンス延長 $L = 20\text{m} + 24\text{m} + 20\text{m} + 24\text{m}$
 $= 88\text{m}$

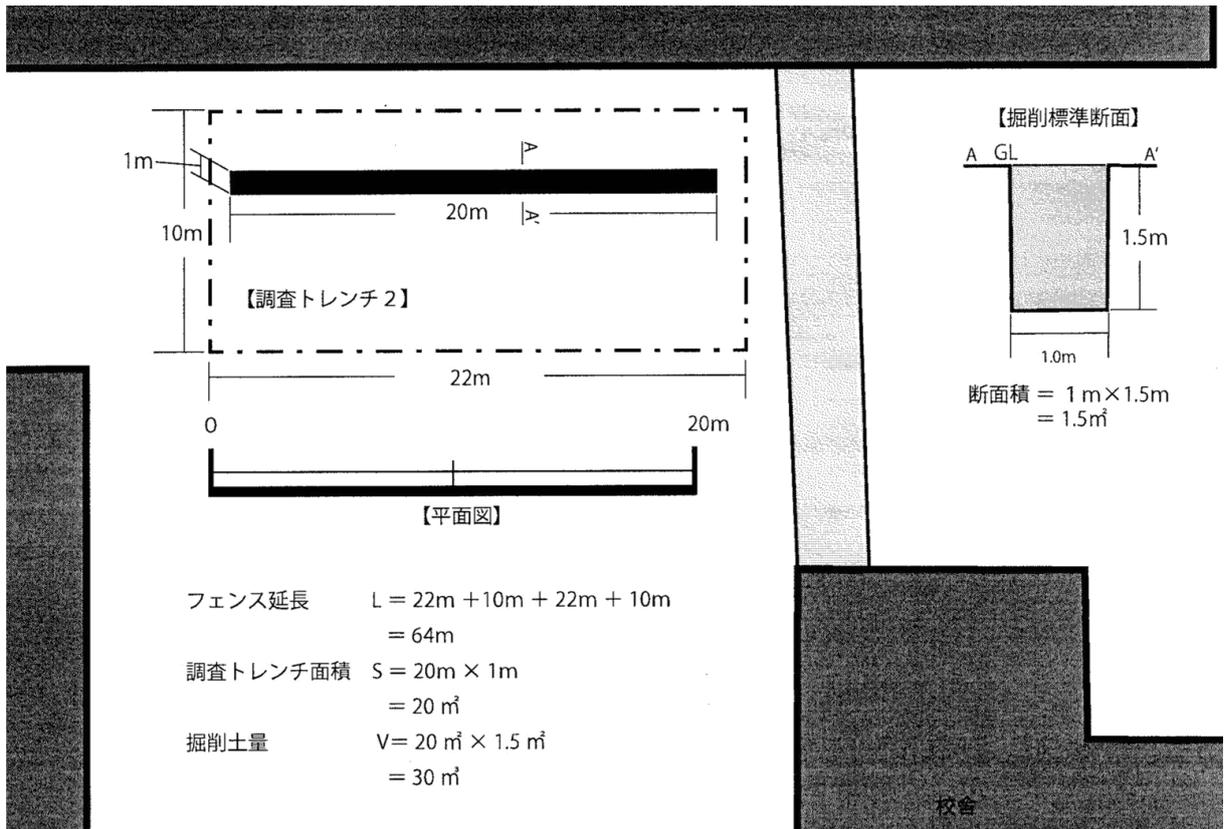
調査トレンチ面積 $S = 20\text{m} \times 1\text{m}$
 $= 20\text{m}^2$

掘削土量 $V = 20\text{m}^2 \times 15\text{m}$
 $= 30\text{m}^3$

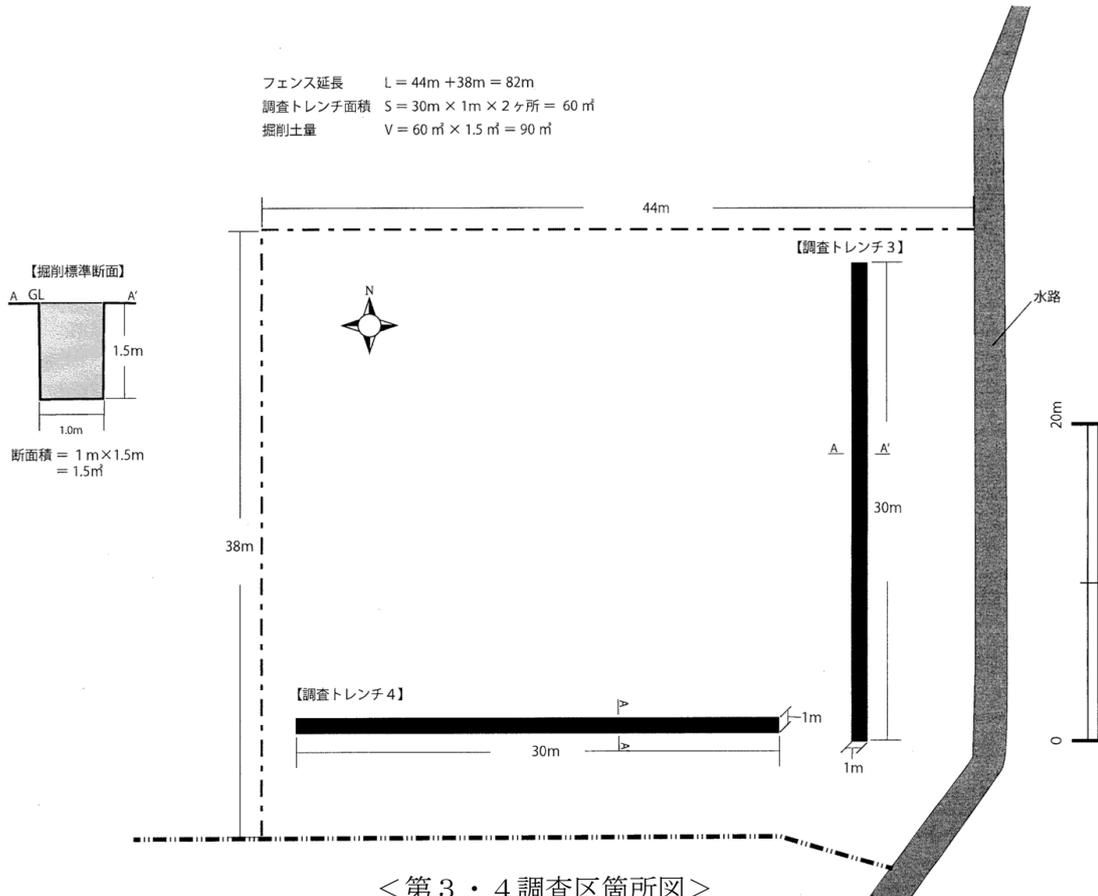
【監督員詰所】
 ユニットハウス
 床面積 6.6m^2

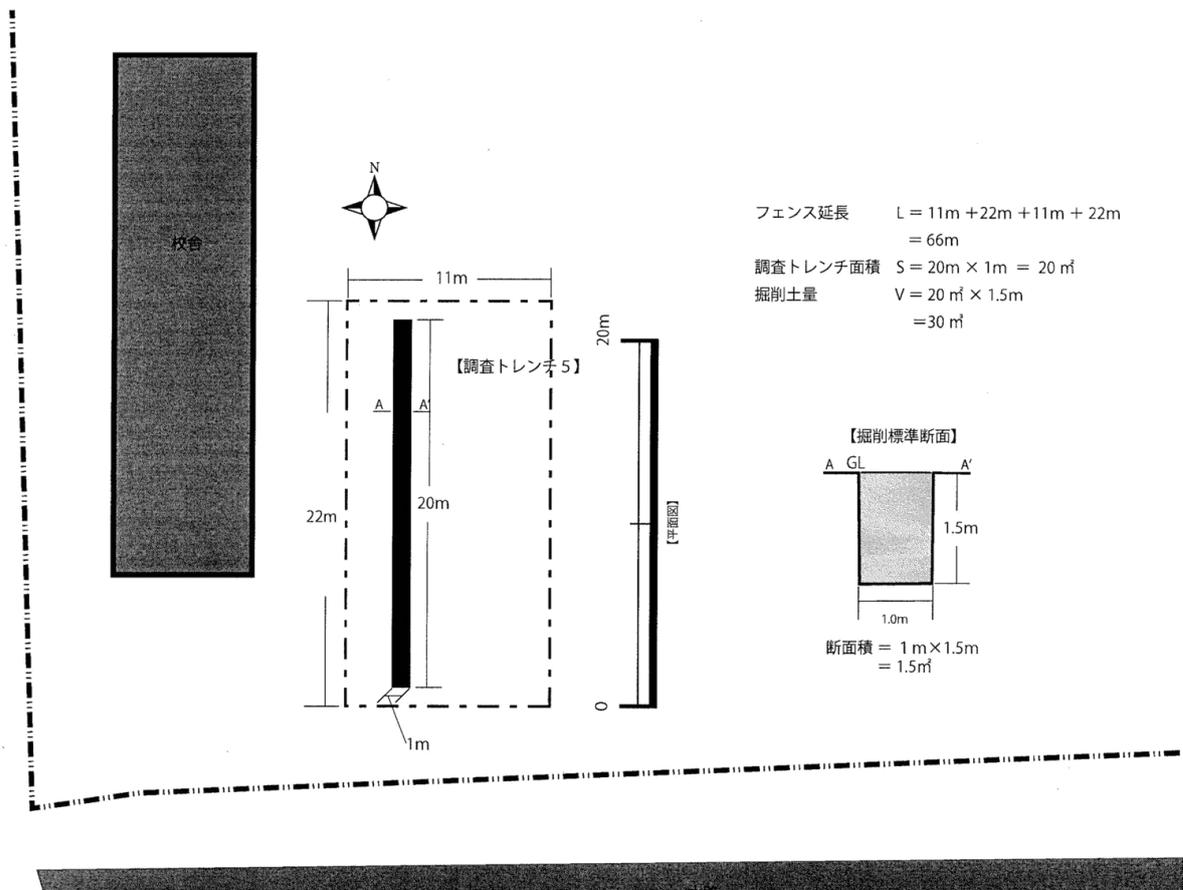


< 第1調査区箇所図 >



< 第2調査区箇所図 >





< 第 5 調査区箇所図 >

(2) 用地に関する指示事項

- ① 地下埋設物について、埋設位置を確認するとともに、作業実施に際しては十分に注意しなければならない。
- ② 対象地において、調査完了後であっても土地所有者から原形復旧に対する苦情があった場合は、受注者が責任をもって対応すること。

(3) 成果物、提出物等

- ① 業務報告書（簡易製本） 1 部
- ② 「土木設計業務等の電子納品要領（平成 31 年 3 月 国土交通省）」を準用して作成した電子データを CD-R 等電子媒体で格納 2 部
- ③ その他の資料（紙印刷図面） 2 部

(4) その他

その他明記されていないものについては、調査職員と協議のうえ決定する。

土壌汚染対策法に基づく表層調査業務特記仕様書

1 特記事項

本業務は土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号（以下「法」という）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という）に基づく計画地の土壌調査であることから、法の趣旨を十分に理解し、関係法令及び規則を遵守の上、大阪府土壌汚染調査機関（以下「指定調査会社」という）とともに慎重に調査すること。

(1) 目的

本業務は、施設一体型小中一貫校の整備計画地において、土壌汚染対策法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質について、土壌汚染調査を実施し、当該整備計画地における土壌汚染の状況を把握し、今後の工程等事業内容の検討に資することを目的とする。

(2) 調査場所

整備計画地：大阪府交野市私部 1 丁目地内の下記の地番等 合計約 24,035 m²

- ・ 交野小学校敷地： 2487 - 3、2487 - 5、2487 - 6（計 21,242.6 m²）
- ・ 旧第一・第二給食センター敷地：2486 - 3、2565 - 3（計 2,006.92 m²）
- ・ 準用河川私部北川堤塘敷の一部（約 785 m²）

(3) 作業計画

地質調査作業着手前に地質調査作業の方法、使用する主要な機器、日程等について適切な作業計画を立案し、これを調査職員に提出し、その承認を得るものとする。

2 調査概要

(1) 土地利用履歴報告書の作成

条例に基づき作成する土地の利用履歴報告書の作成においては、既存交野小学校の関係者への聞き取り調査を行う必要があるが、受注者は聞き取りを円滑に実施するため、調査職員と常に密接な連絡を取ること。

(2) 担当部局との協議

作成した土地の利用履歴報告書を基に、大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課化学物質対策グループ（以下「府担当部局」という）と協議を行い、その結果について調査職員と協議のうえ、表層調査の範囲を決定すること。

(3) 表層調査

表層調査は原則として令和2年度の交野小学校の長期休業中に実施するものとし、その調査に際しては調査職員と常に密接な連絡を取ること。

①調査位置個所数：36か所想定（府担当部局と協議を行い、最小限の個所数になるよう努めること。）

②土壌汚染状況の調査

ア.土壌溶出調査：カドミウム、六価クロム、シアン、総水銀、アルキル水銀、セレン、鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素、シマジン、チオベンカルプ、チウラム、PCB、有機リン

イ.土壌含有量調査：カドミウム、六価クロム、シアン、総水銀、アルキル水銀、セレン、鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素、シマジン、チオベンカルプ、チウラム、PCB、有機リン、ダイオキシン

(4) 深層調査の要否

表層調査完了後、府担当部局へ結果を報告するとともに、深層調査の実施についての要否と、深層調査が必要な場合においてはその範囲について協議のうえ、その内容についても土壌汚染状況調査結果報告書に添付すること。

(5) 成果物、提出物等

①下記の内容を含む業務報告書（簡易製本） 2部

ア.条例 81 条—6（土地の利用履歴報告）の提出書類一式（関係者聞き取り調査表含む）

イ. サンプリング方法及び分析方法等の調査概要

ウ.表層調査範囲図に基づく表層調査結果報告書（考察及び結果一覧表含む）

エ. 調査対象平面図（採取場所当を明示）及び土壌汚染状況平面図

オ. 試料採取時の現場写真（採取日、採取位置、採取量等）

カ. 協議議事録その他の資料（紙印刷図面）

②協議録

③電子データを CD-R 等電子媒体で格納 2部

④その他の資料（紙印刷図面） 2部

(6) その他

その他明記されていないものについては、調査職員と協議のうえ決定する。

土木造成基本設計業務特記仕様書

1 特記事項

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「設計業務等共通仕様書（案）（平成 31 年 4 月大阪府都市整備部）」（以下「設計業務共通仕様書」という。）を準用するものとし、以下、設計業務共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（共通仕様書等は下記ホームページアドレスからダウンロードできる。）

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/itakuhikkei_201904.html

(1) 目的

本業務は、施設一体型小中一貫校の基本設計にともなう整備計画地の土木基本設計を行うものであり、基本計画に基づくとともに、整備計画地における基本設計の進捗に合わせて施設計画相互を調整しつつ位置を定め、実施事業の判断及び諸施設・宅地造成実施設計のなどに資することを目的とする。

(2) 計画場所

整備計画地：大阪府交野市私部 1 丁目地内の下記の地番等 合計約 24,035 ㎡

- ・交野小学校敷地：2487 - 3、2487 - 5、2487 - 6（計 21,242.6 ㎡）
- ・旧第一・第二給食センター敷地：2486 - 3、2565 - 3（計 2,006.92 ㎡）
- ・準用河川私部北川堤塘敷の一部（約 785 ㎡）

(3) 作業計画

土木造成基本設計業務着手前に作業の方法、日程等について適切な作業計画を立案し、これを調査職員に提出し、その承認を得るものとする。

2 設計概要

(1) 成果物、提出物等

①下記の内容を含む業務報告書（簡易製本） 2 部

ア.設計条件の設定

イ.諸施設の内容・配置と宅地等の検討設計

ウ.整地設計

エ.道路設計

オ.排水設計（雨水・汚水とし、雨水排水については整備計画地の流出入と一時貯留の検討を含む）

カ.公園・緑地設計

キ.総合基本設計の作成

ク.年次計画、工事費概算の作成

ケ.設計説明書

②「土木設計業務等の電子納品要領（平成 31 年 3 月 国土交通省）」に基づいて作成した電子データを CD-R 等電子媒体で格納 2 部

③その他の資料（紙印刷図面） 2 部

(5) その他

その他明記されていないものについては、調査職員と協議のうえ決定する。

長宝寺小学校既存校舎の改修実施設計業務・工事費の積算業務特記仕様書

1 特記事項

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、告示別表一第一項掲げるものとする。

(1) 目的

本業務は、整備計画地に建設する施設一体型小中一貫校の工事期間中に、第一中学校区の児童が通学することとなる小学校統合計画地の長宝寺小学校の既存校舎の部分改修等の整備に資することを目的とする。

(2) 作業計画

長宝寺小学校既存校舎の改修実施設計業務・工事費の積算業務着手前に作業の方法、日程等について適切な作業計画を立案し、これを調査職員に提出し、その承認を得るものとする。

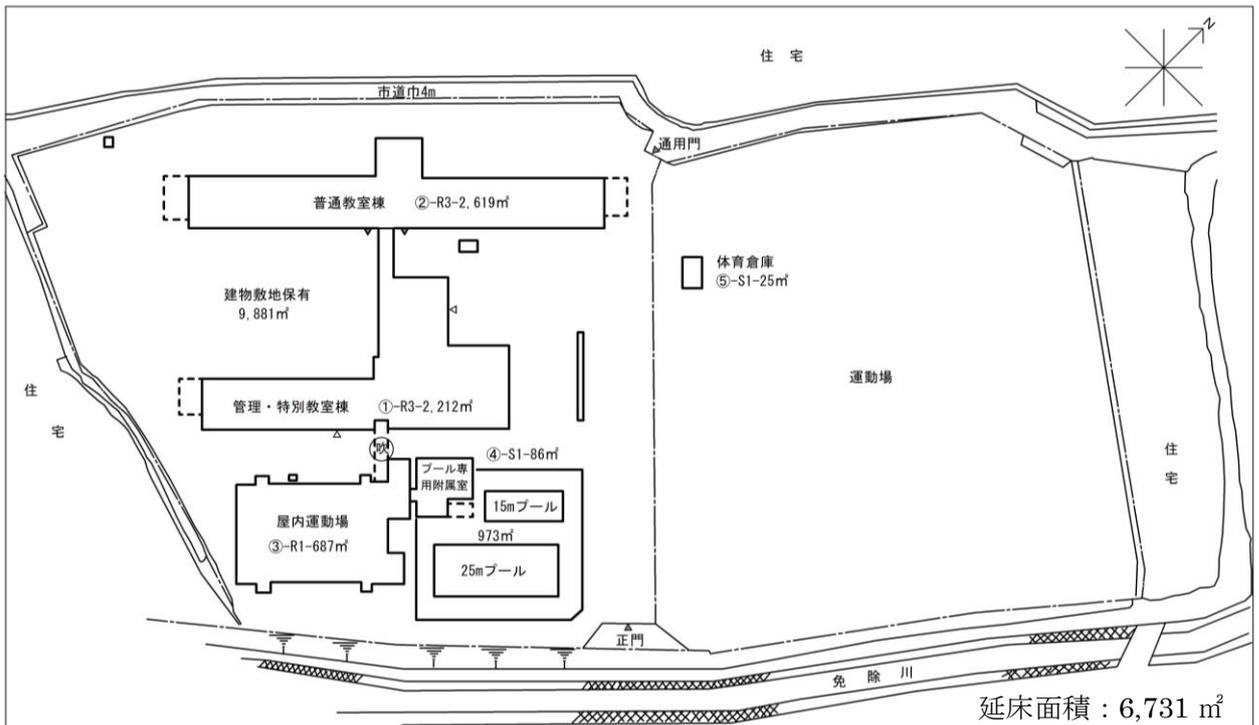
2 設計概要

改修実施設計を計画する長宝寺小学校(小学校統合計画地)の敷地概要は以下のとおりである。

(1) 計画場所及び既存校舎

小学校統合計画地：大阪府交野市郡津 1 丁目地内の下記の地番

- ・長宝寺小学校敷地：174-2、181-1 (20,095 m²)
- ・既存校舎面積：延床面積 5,830 m²



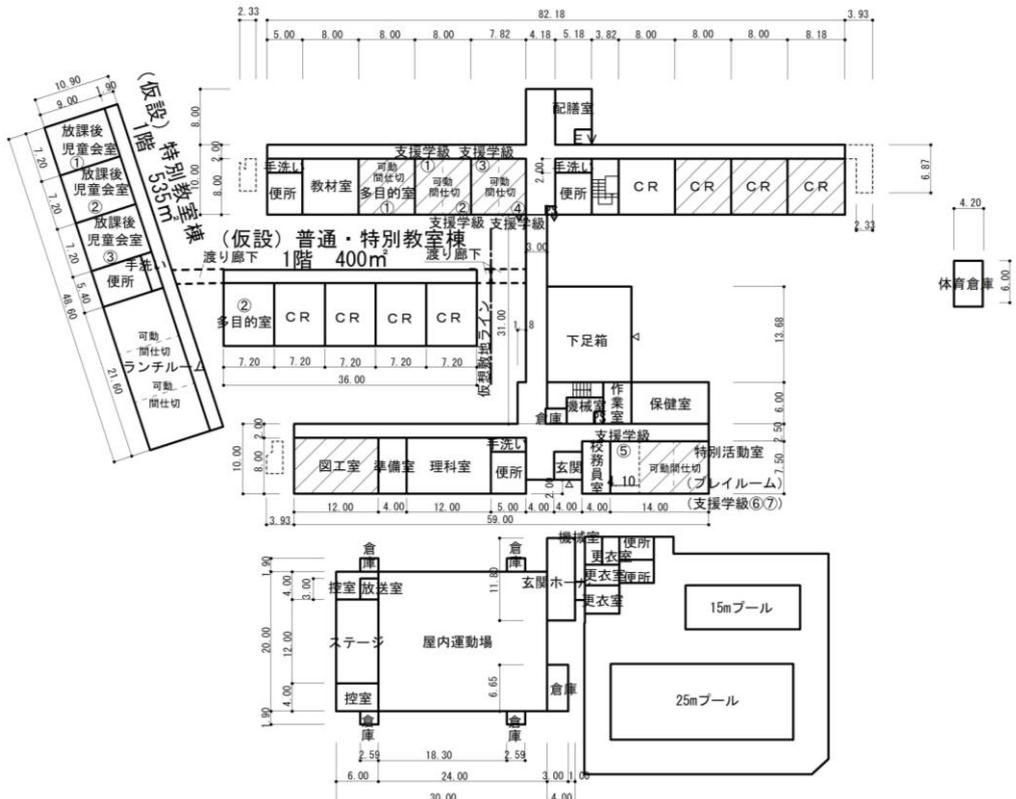
- ・用途地域：第一種中高層住居専用地域 ・容積率/建蔽率：200% / 60%
- ・防火指定：指定なし ・高度地区：第二種高度地区
- ・日影規制：4h-2.5h/4m（交野市開発指導要綱により、4m.10m で制限）

3 改修業務要領

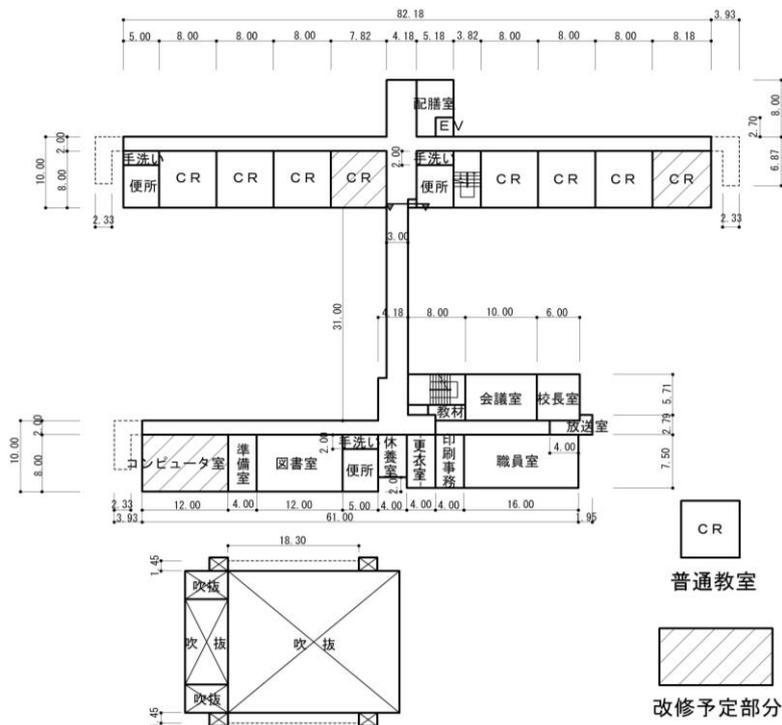
		現状			改修後			改修内容
		用途	空調	水廻り	用途	空調	水廻り	
普通教室棟								
	3F	ランチルーム	×	○	普通教室×2	○	×	空調機の新設・水廻りの撤去・間仕切増設・黒板・掲示板等の設置
	2F	支援学級	○	○	普通教室	○	×	水廻りの撤去
		倉庫	×	×	普通教室	○	×	空調機の新設・水廻りの撤去・黒板・掲示板等の設置
		コンピュータールーム	○	×	普通教室	○	×	白板から黒板への変更
	1F	放課後児童会室×2	○	○	普通教室×2	○	×	水廻りの撤去
		支援学級×2	○	○	支援学級×2	○	○	可動間仕切の設置
		多目的室	○	×	多目的室	○	×	可動間仕切の設置
管理・特別教室棟								
	2F	図工室	×	×	コンピュータールーム	○	×	空調機の新設・コンセントの増設
	1F	教材室	×	×	図工室	○	×	空調機の新設
		特別活動室	○	○	特別活動室	○	○	可動間仕切の設置
		下足箱	×	×	下足箱	×	×	下足箱の増設

* ・他に改修必要箇所がある場合、設計に盛り込むかは発注者と協議の上決定すること。

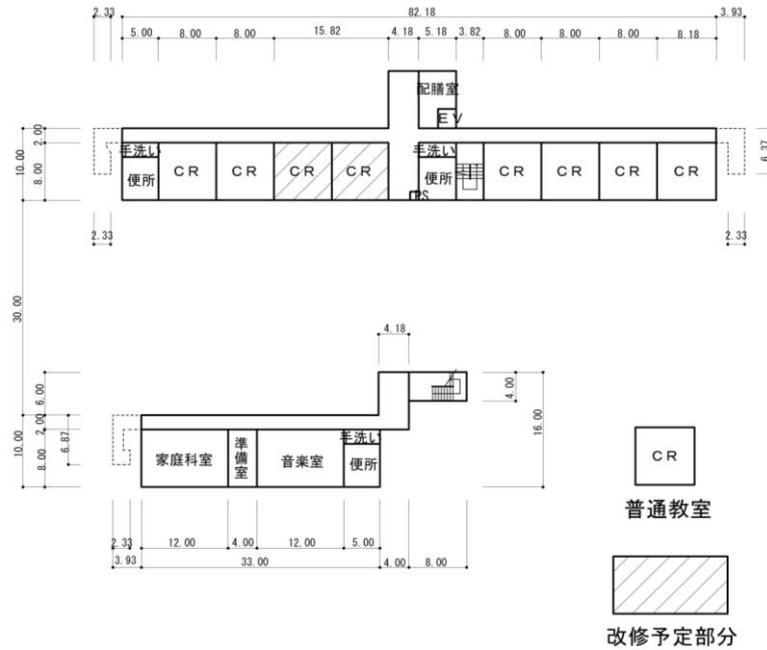
- ・屋内運動場の東側及び西側壁面及びパラペット周りの防水改修も含む。



< 1階改修平面図及び仮設校舎図 >



< 2階改修平面図 >



< 3階改修平面図 >

4 設計図書等

(1) 作成図面目録

①建築工事

- ・ 図面目録 ・ 改修工事特記仕様書×5 ・ 案内図、概要 ・ 現況配置図
- ・ 仮設計画図 ・ 解体平面図 ・ 改修平面図 ・ 改修仕上表
- ・ 現況平面詳細図 展開図(撤去図) ×4 ・ 改修平面詳細図 展開図 ×4
- ・ 部分詳細図 ・ 改修内外部建具リスト、建具表 ・ 外構既存撤去図 ・ 外構改修図
- ・ その他(想定) ×10

②電気設備工事

- ・ 電気改修工事特記仕様書×3 受変電設備 単線結線図 ・ 電気撤去図
- ・ 分電盤・照明・弱電姿図 ・ 電灯コンセント図 ・ 幹線・弱電図 ・ 配線図
- ・ 自火報設備図 ・ 電気設備外構改修図 ・ その他(想定) ×5

③機械設備工事

- ・ 設備改修工事特記仕様書×3 ・ 設備撤去図 ・ 空調設備 機器表
- ・ 空調設備 系統図 ・ 消火設備図 ・ 衛生設備外構改修図 ・ その他(想定) ×5

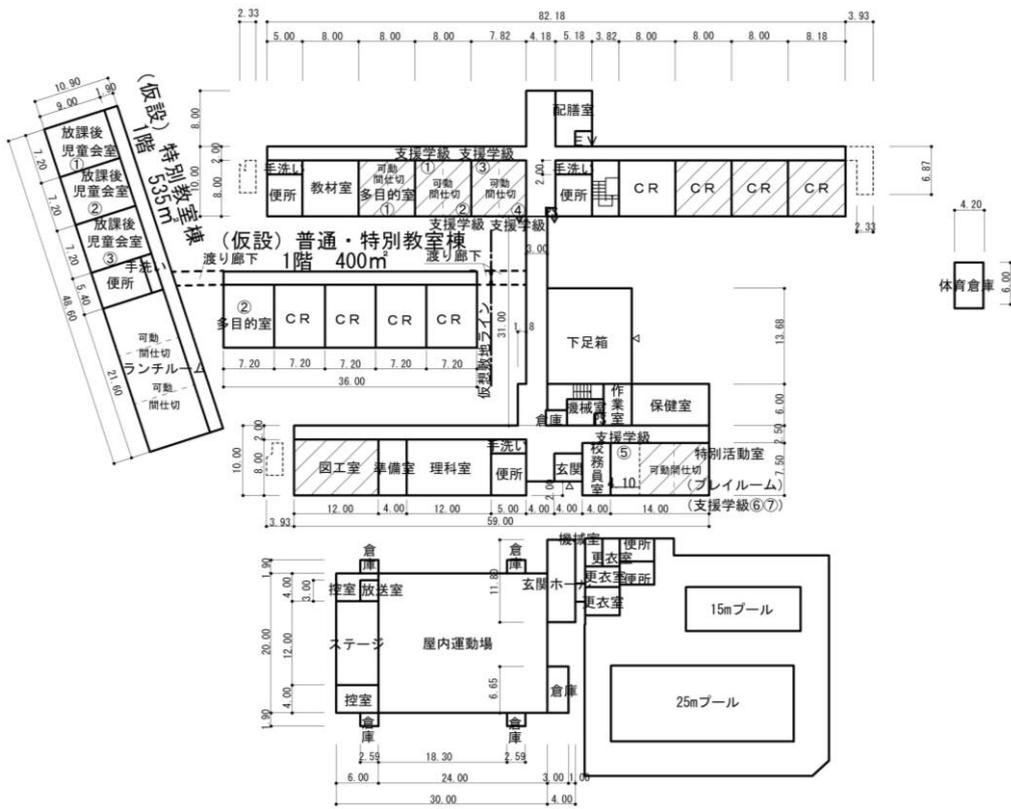
*なお、作成図面枚数は増減することがある。

(2) 図面等及び特記仕様に記載されていない事項

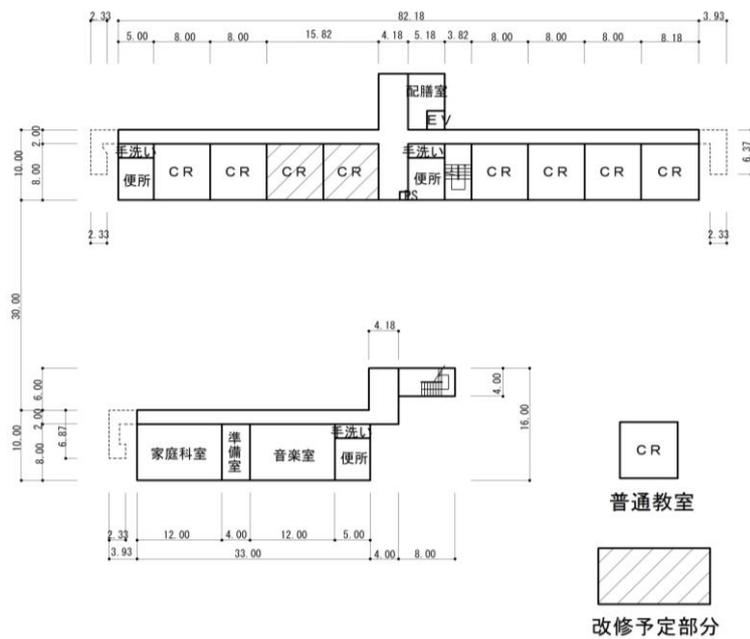
国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書」(最新版)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課制定の「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」(最新版)、「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(最新版)による。

(3) 工事費内訳書の作成は「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事内訳書作成要領」のより行うこと。単価を決定した見積書、単価等根拠資料を添付すること。

仮設校舎建設に支障となる部分の雨水・汚水の配管系統の盛替え、及び中庭に存置する池・遊具・小屋の撤去、樹木の伐根を設計図（外構図）に盛り込むこと。



<仮設校舎 1階平面図>



3 設計業務

(1) 基本業務

- ①受託者は、企画設計に基づいて主要な技術的検討を行い、建築物の空間構成を具体化した基本設計を行うこと。また、仮想敷地を適切に設定し、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められる主要な技術的検討が十分に行われたものとする。
- ②交野市開発指導要綱に基づく開発事前協議書を提出し、関係機関、関係各課と協議及び調整を行うこと。
- ③基本設計図書の作成にあたり、受託者は、基本設計完了時に以下の書類を市に提出し、承認を得ること。

(2) 作成図面目録

①建築（総合）

- ・計画説明書（設計主旨及び計画概要を含む） ・敷地案内図
- ・仕様概要書 ・仕上概要表 ・面積表及び求積図 ・日影図
- ・配置図 ・平面図（各階） ・立面図（各面） ・断面図（2面以上）

②建築（構造）

- ・構造計画説明書（設計主旨及び計画概要含む）

③電気設備

- ・電気設備計画説明書（設計主旨及び計画概要を含む）

④給排水衛生設備

- ・給排水衛生設備計画説明書（設計主旨及び計画概要を含む）

⑤空調換気設備

- ・空調換気設備計画説明書（設計主旨及び計画概要を含む）

(3) 開発許可不要等証明の取得

- 関係各課と調整及び協議を行い、開発許可不要等証明を取得すること。